

計 画 期 間
平成 27 年度～平成 37 年度

千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成 28 年 8 月

千 葉 県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	1 1
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	1 1
2	肉用牛の飼養頭数の目標	1 1
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	1 2
1	酪農経営方式	1 2
2	肉用牛経営方式	1 4
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	1 6
1	乳 牛	1 6
2	肉用牛	1 8
V	飼料の自給率の向上に関する事項	2 0
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	
		2 2
1	集送乳の合理化	2 2
2	乳業の合理化等	2 2
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	2 4
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	
		2 6

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 千葉県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本県の畜産は、温暖な気候風土や大消費地である首都圏に位置するという立地条件に恵まれて発展し、本県農業産出額の30%（平成26年）を占める基幹的部門となっている。

なかでも、乳用牛については、畜産産出額の21%を占め、全国有数の酪農県としての地位を維持すると同時に、首都圏における主要な生乳供給地としての役割を担っている。

一方、肉用牛については、畜産産出額の4%と低いものの、酪農基盤を生かした乳用種の肉用資源としての有効活用等、酪農の発展を図る上で重要な役割を担っている。また、本県独自の肉質の良い銘柄牛肉の創出を目指し、黒毛和種の生産基盤の強化を進めているところである。

しかしながら、近年、輸入飼料価格の高止まりなど生産コストの増加を背景に収益性が悪化しており、担い手の高齢化や国際情勢の急激な変化による先行きの不安から、農家戸数が減少している。また、設備投資の負担の大きさ、技術の専門性の高さ及び労働の周年拘束性により、後継者や新規就農者の確保が困難な状況にある。

酪農においては、生産者乳価が上げ基調であるにもかかわらず、農家戸数とともに飼養頭数の減少も著しく、生乳生産量の減少は歯止めがかからない状況となっている。

肉用牛生産においては、小規模な繁殖農家で農家の高齢化が進み、全国的な肉用繁殖牛飼養頭数の減少と相まって子牛価格が高騰し、和牛肥育農家の経営を圧迫している。また、乳用種及び交雑種の肥育経営においては、乳用牛頭数の減少に起因する子牛の不足から、生産費が高騰し収益性は悪化している。

2 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

(1) 新規就農の確保と担い手の育成

後継者を含めた新規就農者の確保・育成については、県内の関係組織や団体と連携し、就農についての相談や、大規模法人経営等の協力のもと、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得の場を確保し、実体験や技術習得の機会を付与する。

更に、新規就農者や規模拡大を目指す者の初期投資を抑制するため、県内の空き牛舎や離農跡地等の情報を集約し、それらの有効活用に努める。

千葉県酪農・肉用牛経営の大部分を占める中・小規模の家族経営については、労働力に応じた規模拡大と、地域の実情に合致した効率的な低コスト飼養管理技術を積極的に取り入れる意欲ある経営体の育成を図る。

同時に、規模拡大による収益力の向上、効率的な労働力の配分、農地集約による飼料生産の拡大及び雇用創出や新規参入者の受入などに取り組む大規模な法人経営の育成を推進する。

これら担い手への支援については、農家と地域の関係者が一体となって中心となる経営体を支援する畜産クラスターの仕組みを十分に活用し、関連事業を導入するなど積極的に支援していく。

また、乳用牛群検定事業による技術指導や畜産コンサルタントによる経営診断・情報の提供等により、データに基づく経営改善に取り組む経営を支援する。

(2) 外部支援組織の活用など労働負担の軽減

周年拘束性の高い酪農の労働条件の改善や高齢化が進む経営等を支援するため、酪農及び肉用牛ヘルパーの充実及び安定的な飼料確保のためのコントラクターやTMRセンター等の支援組織の育成を推進していく。

また、乳用育成牛や繁殖雌牛の飼養管理の省力化を目的とした耕作放棄地等への放牧を推進する。

特に酪農においては、飼養管理方式に応じて、自動給餌機、搾乳ロボット、搾乳ユニット自動搬送装置等の導入を推進し、生産コストの低減や省力化を図る。

また、乳牛育成部門の労働力補完や放牧技術支援のために、県乳牛育成牧場を中心に公共牧場の機能強化を図っていく。

3 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

(1) 生産構造の転換等による規模拡大

酪農については、フリーバーン牛舎や搾乳ロボットの導入などの飼養管理方式の改善により1経営体当たりの規模拡大による生産構造の転換を図る。

肉用牛については、哺育育成機能や繁殖管理を行う施設の整備を進め、地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築を推進する。また、リスク回避や経営の効率化の観点から、繁殖・肥育一貫経営への移行を促進する。

(2) 計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大

性判別精液や性判別受精卵の活用を推進し優良な雌子牛の生産を拡大するとともに、哺育育成施設の整備支援や県乳牛育成牧場の利便性向上に取り組むなど自家育成を推進することにより、乳用後継牛を確保する。

その上で、後継牛の生産に適さない低能力雌牛等に黒毛和種の受精卵を移植することにより、和牛の肥育もと牛生産を拡大するとともに、酪農家の副産物収入の増加を図る。

(3) 乳用牛の供用期間の延長

乳用牛の泌乳能力の向上や近交係数の上昇に伴い、繁殖成績の低下や分娩事故、周産期疾病などが増加し、乳牛の供用年数が短縮傾向にある。

このような経営的損失を回避するために、関係機関・団体と連携し、飼料などを見直し、牛群検定情報等を活用したデータに基づく的確な情報提供及び飼養管理の改善を図る。

(4) 家畜改良の継続的な推進

家畜の改良は、家畜の生産性と畜産物の品質向上の基礎となり重要なものであるが、長い期間と多大な労力を要することから、関係機関・団体と認識を共有しつつ、組織的かつ計画的に推進する必要がある。

乳用牛の改良については、データを活用した適切な飼養管理や繁殖及び乳質管理の実践のため、血統登録・牛群検定の普及促進を図る。また、繁殖性の向上を考慮しつつ、泌乳持続性に着目した改良を推進し、的確な交配により生涯生産性の向上に努める。

肉用牛については、牛肉資源の中で最も肉質の良い品種である黒毛和種の改良を推進する。特に、肥育期間の短縮等によるコスト削減と、脂肪交雑を中心とした肉質向上による有利性の確保に向けた改良を推進し、和牛生産の質的転換を図る。

(5) 牛群検定の加入率の向上

乳用牛については、生産性の向上に精密な個体ごとの管理が必要であることから、牛群検定の普及促進を図り、検定データを活用した適切な飼養管理を推進するため、加入率の向上を図る。

(6) 家畜の快適性に配慮した飼養管理の推進

乳用牛の生産性と飼養環境の快適性（カウコンフォート）との間には密接な関係があることから、牛舎構造を改善し、牛床マット等の整備により乳用牛に対する負荷を軽減し、健康に生乳生産を持続できる環境の整備を進める。

また、乳用牛及び肉用牛について、暑熱ストレスによる乳量、受胎率及び増体の低下を防ぐため、扇風機や細霧装置等を整備し、暑熱ストレスの軽減による生産性の向上に努める。

4 国産粗飼料生産基盤の確立

(1) 県産粗飼料の生産・利用の拡大

輸入飼料価格の変動の影響を受けずに、安定的な畜産物生産を実現するため、自給飼料の生産・利用の拡大を推進する。

また、飼料生産作業の効率化及び経営体の飼養管理等への集中・分業化による生産性向上を図るため、地域の実情に応じた飼料生産コントラクターの育成やTMRセンターの設置を推進する。

(2) 水田や耕作放棄地等の有効活用

飼料供給地として有望な水田の裏作や耕作放棄地の活用により、飼料用稲、青刈りとうもろこしソルガム等の高栄養・高収量作物等の作付け面積を拡大する。

また、繁殖雌牛等を耕作放棄地所有者へレンタルするなど、地域ぐるみで放牧を推進する。

(3) エコフィードの生産・利用の促進

エコフィードの効率的な生産利用及び品質の確保を図るため、食品産業事業者や再生利用事業者、畜産農家等の関係者の連携を推進する。

また、地域の特性を活かした飼料供給体制の構築を進めるため、需給情報の提供等により、需給側と供給側の結びつきの強化を図る。

5 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

ア 検疫・防疫による伝染病予防と危機管理体制の強化

家畜の伝染性疾病のうち、特に口蹄疫については、近隣のアジア諸国において継続的に発生していることから、生産者への注意喚起を行うとともに、飼

養衛生管理基準の遵守及び早期の発見・通報を徹底する。

その上で、発生時に迅速・的確な防疫措置を講ずるため、農場ごとの防疫計画の策定、防疫演習の実施及び防疫資器材の確保等、市町村及び畜産関係団体等の協力を得ながら危機管理体制の強化に努める。

また、県内に浸潤しているヨーネ病、牛白血病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病などの慢性疾病についても、生産者、獣医師等の関係者と地域一体となった衛生対策を確立し、損失防止の取り組みを推進する。

イ 農場HACCPの一層の普及・定着

生産段階における畜産物の安全性向上及び家畜の疾病予防の観点だけでなく、生産物の付加価値の向上、販売先の認知度を高める上でも有効な農場HACCPを普及・定着させるために、農場指導員の養成や取組農場の認証等を通じ、生産者、畜産関係者団体及び地元の獣医師等と一体となった指導体制を整備する。

ウ 産業動物獣医師等の確保・育成

産業動物獣医師を確保・育成するために、行政体験研修等を通じて、獣医学生の産業動物分野への就業を誘導するとともに、研修機会の提供により、産業動物獣医師の育成を図る。

(2) 畜産環境対策

ア 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

各地域の市町村、関係機関及び団体で構成する畜産環境保全対策推進協議会を中心に、簡易的な対応や直接ほ場散布などを堆肥化施設の設置に誘導するなど、家畜排せつ物の適正管理を推進する。

また、水田での堆肥利用と組み合わせた耕畜連携を推進し、地域内での堆肥利用を推進する。

なお、堆肥については「千葉県堆肥利用促進ネットワーク」により、堆肥に関する情報を広く提供し、広域流通を促進する。

一方、堆肥としての利用が進まない地域においては、堆肥化以外に、炭化・焼却処理、メタン発酵及び石炭代替燃料等のエネルギー利用を検討する。

イ 臭気防止対策・排水対策の推進

臭気及び排水対策については、畜産環境保全対策推進協議会において、適

正な家畜の飼養管理や家畜排せつ物の適正管理が図られるよう指導等を行うとともに、必要な施設・機械整備について支援する。

特に臭気については、畜産環境対策に対する畜産農家の現状や取組について、消費者や地域住民の理解醸成に努める。

6 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域で支える畜産

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、流通・加工業者、市町村、農協等の地域の関係者の連携協力を通じて、地域全体で畜産の収益性の向上を目指す。

畜産クラスターの取組においては、取組の成果が地域の生産者、その他の関係者に広く波及するよう、担い手の確保や労働負担の軽減、県産粗飼料生産・利用の拡大や耕畜連携の推進などに取り組みつつ、地域の実態を踏まえた創意工夫や自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定する。

そのために、協議会等において話し合いを重ね、関係者が一体となった継続的・計画的な取組を進める。

(2) 畜産を起点とした地域振興

畜産クラスターの取組を活用して、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、地域の雇用、就農機会の創出を図る。

また、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進して、資源循環の確保や農村景観の形成により、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場の提供、地域によっては新たな観光資源として活用も検討する。

7 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

ア 製造・加工段階でのHACCPの普及促進等

牛乳・乳製品については、製造過程における高度な衛生管理水準が重要であることから、県内のほとんどの工場でHACCPが導入されている。ただし、導入されていない中小規模の乳業工場が存在しており、稼働率の低下や施設老朽化も進んでいるため、県内乳業者で構成される千葉県乳業再編協議会を通じ、乳業工場を集約再編することも視野に県内全ての乳業工場がHACCPを導入することを目標とする。

食肉については、と畜場におけるHACCPを用いた衛生管理に対応した

基準が設けられ、今後流通業者等の実需者からのニーズが高まることが予想されることから、HACCP導入に取り組む事業者に対し、必要な支援を行う。

また、牛乳や食肉などの消費者への信頼を確保するため、食品事故の未然及び再発防止のための情報共有や指導に努める。

イ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく指導等の的確な実施を通じて、安全な畜産物の安定供給を確保する。

ウ 動物用医薬品に係る安全確保

安全・安心な畜産物の生産を確保するため、今後とも、要指示医薬品制度や使用規制制度等に基づいた、動物医薬品の適正使用を推進するとともに、監視指導を的確に実施する。

(2) 消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

ア 牛乳・乳製品の安定供給

生乳については、毎日生産され緻密な需給調整が重要となっていることから、県内生産組織は、指定団体である関東生乳販売農業協同組合連合会の需給に基づく生産計画に従い、生乳生産及び安定供給を推進する。

イ 生乳の取引基準の遵守

乳用牛の供用年数を延ばすことにより限られた乳用牛の資源を有効活用していくために、関係機関や団体と連携し、適切な搾乳技術の励行と乳房炎に留意した高品質の生乳生産を推進する。

ウ 消費者ニーズに的確に対応した生産と6次産業化の推進

牛乳・乳製品については、安定的な酪農経営に立脚した生乳の安定供給に万全を期するとともに、堅調な需要が見込まれるチーズ等の6次産業化に取り組む酪農家に対し、所得確保につながるよう積極的に支援する。

牛肉については、最も肉質の良い品種である黒毛和種による高品質な霜降り牛肉の生産を推進するとともに、手頃な価格の牛肉へのニーズにも応えるため、乳用種や交雑種の品種特性について分かりやすく消費者に情報提供し

ていく。

また、飼料用米の給与など地域の飼料資源を活用した牛肉の生産や、おいしさの指標の活用など、消費者ニーズに対応した特色ある生産を推進する。

エ 販売方法の工夫による商品の特性に応じた付加価値の付与

消費者の多様化するニーズに対応するため、生産情報の消費者への伝達、美味しい食べ方や食卓づくりの提案など様々な取組について推進する。

特に、県産牛肉の銘柄の大半で構成され、技術向上や有利販売に取り組むチバザビーフ協議会とも連携し、県産牛肉の知名度向上及びブランド力強化に取り組む。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
千葉県	県全域	頭 34,800	頭 26,500	頭 25,500	kg 8,600	t 229,149	頭 33,000	頭 25,500	頭 24,500	kg 9,100	t 223,000
合計		34,800	26,500	25,500	8,600	229,149	33,000	25,500	24,500	9,100	223,000

- (注) 1. 区域名は、第1の3の(3)に定めるところにより行った区域区分とし、区域の範囲は市町村をもって表示すること。また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
千葉県	県全域	頭 38,200	頭 2,550	頭 4,950	頭 2,020	頭 9,520	頭 7,900	頭 20,800	頭 28,700
合計		38,200	2,550	4,950	2,020	9,520	7,900	20,800	28,700

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

区域名	区域の範囲	目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
千葉県	県全域	頭 39,500	頭 3,500	頭 6,300	頭 2,700	頭 12,500	頭 7,000	頭 20,000	頭 27,000
合計		39,500	3,500	6,300	2,700	12,500	7,000	20,000	27,000

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要							生産性指標								
	経営形態	飼養形態					牛		飼料							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	
	頭				(ha)	kg	産次	kg	ha			%	%	割		
飼養管理技術高度化家族経営	現在	家族	30	繋ぎ・ハイブライン	公共牧場・酪農ヘルパー	分離	—	8,600	3.3	トウモロコシ 5,500kg/10a・ 牧草 4,000kg/10a	1.5	—	稲WCS	16%	35%	経営内6割 経営内4割
	目標	家族	50	繋ぎ・ハイブライン	公共牧場・酪農ヘルパー	分離	—	9,100	4.0	トウモロコシ 5,700kg/10a・ 牧草 4,200kg/10a	3.1	コントラクター	稲WCS	30%	60%	経営内6割 経営内4割
法人経営①	現在	家族	80	フリーストール・パーラー	公共牧場	TMR自動給餌	—	8,600	3.3	トウモロコシ 5,500kg/10a・ 牧草 4,500kg/10a	3.3	TMRセンター	稲WCS	16%	35%	経営内6割 経営内4割
	目標	法人	100	フリーストール・パーラー・哺乳ロボット	公共牧場	TMR自動給餌	—	9,100	4.0	トウモロコシ 5,500kg/10a・ 牧草 6,300kg/10a	6	TMRセンター・コントラクター	稲WCS	30%	60%	経営内5割 経営内5割
法人経営②	現在	法人	100	フリーストール・パーラー	公共牧場	TMR自動給餌	—	8,600	3.3	トウモロコシ 5,500kg/10a・ 牧草 4,500kg/10a	5	TMRセンター・コントラクター	稲WCS	16%	35%	経営内6割 経営内4割
	目標	法人	200	フリーストール・パーラー・哺乳ロボット	公共牧場	TMR自動給餌	—	9,100	4.0	トウモロコシ 5,500kg/10a・ 牧草 6,300kg/10a	15	TMRセンター・コントラクター	稲WCS	30%	60%	経営内5割 経営内5割

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

方式名 (特徴となる取組 の概要)		生産性指標							備考
		人							
		生産コスト	労働		経営				
		生乳1kg当たり 費用合計(現状 平均規模との比 較)	経産牛1頭 当たり飼養 労働時間	総労働時間 (主たる従 事者の労働 時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる 従事者 1人当 たり所 得	
		円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
飼養管理 技術高度化 家族経営	現在	109.0	126	3,800 h 1,800h ×2人	3,360	2,724	636	320	
	目標	100.0	100	5,000 h 1,800h ×2人	5,375	4,470	905	453	
法人経営①	現在	91.0	86	6,900 h 2,000h ×2人	9,121	8,041	1,080	540	
	目標	90.0	54	5,400 h 1,800h ×2人	9,460	8,120	1,340	670	
法人経営②	現在	92.0	76	7,600 h 2,100h ×2人	11,200	10,050	1,150	574	
	目標	92.0	60	12,000 h 2,000 h ×3人	19,560	17,680	1,880	630	

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)		経営概要					生産性指標											
		経営形態	飼養形態				牛				飼料							
			飼養頭数 (乳牛)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷体重	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合
肉専用種繁殖	現在	家族複合	繁殖15頭	牛房群飼	-	分離	-	13.3	24.4	10	290	kg 牧草 4,500kg/10a 稲わら-	ha 0.5	-	-	36	80	5割
	目標	家族複合	繁殖30頭	牛房群飼	-	分離	-	12.5	23.5	8	270	kg 牧草 4,500kg/10a 稲わら-	ha 4.7	コトワカ-	-	57	80	6割

方式名 (特徴となる取組の概要)		生産性指標							備考	
		人								
		生産コスト	労働		経営					
肉専用種繁殖	現在	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
	635,751	142	2,130hr	798	721	77	77			
目標	461,994	89	2,670hr (2,000×1人)	1,337	1,084	253	253			

(2) 肉専用種（又は乳用種・交雑種）肥育経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標											
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	
肉専用種肥育	現在	家族 専業	肥育 100頭	牛房 分離	分離	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割
	目標	家族 専業	肥育 200頭	牛房 分離	分離	8	29	21	755	0.77	牧草 4,500kg /10a 稲わら —	1.0	コトラクター	—	5	10	3割
肉専用種繁殖・肥育一貫	現在	法人	繁殖25頭 肥育50頭	牛房 分離	分離	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割
	目標	法人	繁殖50頭 肥育100頭	牛房 分離	分離	8	29	21	755	0.77	牧草 4,500kg /10a 稲わら —	3.4	コトラクター	—	5	10	4割
肉専用種繁殖・肥育一貫	現在	法人	繁殖50頭 肥育100頭	牛房 分離	分離	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割
	目標	法人	繁殖50頭 肥育100頭	牛房 分離	分離	8	26	18	740	0.86	牧草 4,500kg /10a 稲わら —	5.0	コトラクター	—	10	10	1割
肉専用種繁殖・肥育一貫	現在	法人	繁殖25頭 肥育50頭	牛房 分離	分離	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割
	目標	法人	繁殖50頭 肥育100頭	牛房 分離	分離	8	26	18	740	0.86	牧草 4,500kg /10a 稲わら —	11.2	コトラクター	—	10	10	1割

- (注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

方式名 (特徴となる取組の概要)	生産性指標								備考
	人								
	生産コスト	労働		経営					
肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得			
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円			
肉専用種肥育	現在	961,324	43	4,300hr (2,150hr ×2人)	9,496	8,944	552	276	
	目標	852,297	38	7,600hr (2,000× 3人)	17,697	16,197	1,500	500	
肉専用種繁殖・肥育一貫	現在	933,521	子牛 89hr 肥育 54hr	4,925hr (2,200hr ×2人)	4,814	3,945	869	434	
	目標	756,284	子牛 78hr 肥育 43hr	8,200hr (1,800hr ×4人)	8,943	6,517	2,426	606	

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
県全域	現在	戸 73,730	戸 800 (6)	% 1.09	頭 34,800	頭 26,500	頭 43.5
	目標		550 (8)			25,500	60.0
合計	現在	73,730	800 (6)	1.09	34,800	26,500	43.5
	目標		550 (8)			25,500	60.0

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

飼養規模や立地条件等、それぞれの経営に適した生産技術の改善を目指す。

基本的には飼養規模の拡大が生産性の向上につながることから、可能な範囲での規模の拡大を進めながら、コスト低減、省力化及び生産性の向上を実現するために、以下の事項について推進する。

ア 多様な経営に応じた技術の活用

飼養規模や飼養管理方式に応じて、自動給餌システム、搾乳ロボット及び分娩発情の発見・通報システムなどの新しい飼養管理技術を導入・活用し、規模拡大を推進する。

また、優良な乳用牛を効率的に確保するために、性判別精液や性判別受精卵を活用するとともに、受胎率向上に向けた技術的な課題の解決を図り、現場で繁殖業務に携わる獣医師や家畜人工授精師等の情報交換及び技術研さんの場を提供する。

イ 乳用牛群検定事業の普及及び活用の促進

乳用牛については、牛群検定の客観的なデータの活用により個体管理による改良を着実に進め、生産性を向上させることが重要であることから牛群検定への加入促進を推進する。

牛群検定加入農家に対しては、牛群検定情報分析センターを中心とした総合的な経営管理指導を展開するとともに、検定データを自ら活用し経営改善・乳用牛の改良ができるような自立した酪農経営の育成を図る。

未加入農家に対しては、千葉県乳用牛群改良検定組合を中心に県機関及び関係団体と連携し、適切な飼養管理を推進するため、加入率の向上を図る。

ウ 経営規模に応じた自給飼料の生産拡大と家畜排せつ物の適正な管理・利用
輸入飼料価格の影響を受けずに、安定的な酪農経営を実現するため、経営規模に応じた自給飼料の生産拡大を推進する。

特に、酪農経営の規模拡大に伴い、飼料生産作業の外部化ニーズが高まることから、作業請負組織であるコントラクターの育成・支援を行う。

また、規模拡大に伴い増加する家畜排せつ物の円滑な利用を図るためにも、自給飼料の作付拡大とともに、適正な管理のための堆肥化施設等の増設などの能力向上も併せて推進する。

エ 作業の外部化の推進

酪農経営における作業負担の軽減や休日の確保を進めるために、中小規模の多い酪農においては雇用労働力の確保が困難な経営もあることから、生産作業の外部化を担う酪農ヘルパーの充実を図る。このため、県内の酪農ヘルパー組織の相互交流により人材の融通や再編を進め、提供サービスの充実や経営基盤の強化を図る。

また、現状でも不足している飼料生産の外部化に対応するコントラクターを更に増やし、その経営基盤を強化するとともに、育成部門の外部化に対応する公共育成牧場の機能強化を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種			乳用種等			
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	県全域	現在	戸 73,730	戸 130	% 0.176	頭 1,690	頭 1,690	頭 1,340	頭 350	頭 -	頭 -	頭 -	
		目標	/	100	/	2,150	2,150	1,700	450	-	-	-	
	合計	現在	73,730	130	0.176	1,690	1,690	1,340	350	-	-	-	
		目標	/	100	/	2,150	2,150	1,700	450	-	-	-	
肉専用種肥育経営	県全域	現在	73,730	72 (34)	0.098	7,830	7,830	1,210 (1,210)	4,950 (1,900)	1,670	-	-	-
		目標	/	70 (34)	/	10,350	10,350	1,800 (1,800)	6,300 (2,800)	2,250	-	-	-
	合計	現在	73,720	72 (34)	0.098	7,830	7,830	1,210 (1,210)	4,950 (1,900)	1,670	-	-	-
		目標	/	70 (34)	/	10,350	10,350	1,800 (1,800)	6,300 (2,800)	2,250	-	-	-
乳用種・肥育種・交雑種	県全域	現在	73,730	138 (14)	0.187	28,700	-	-	-	-	28,700	7,900	20,800
		目標	/	130 (7)	/	27,000	-	-	-	-	27,000	7,000	20,000
	合計	現在	73,720	138 (14)	0.187	28,700	-	-	-	-	28,700	7,900	20,800
		目標	/	130 (7)	/	27,000	-	-	-	-	27,000	7,000	20,000

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 共通事項

飼養規模の拡大が生産性の向上につながることから、適切な規模の拡大を中心にコスト低減、省力化及び生産性の向上を実現するために、以下の事項について推進する。

ア) 飼養管理技術の向上

ほ乳ロボットなどの導入や関係機関・団体による技術指導、一方で生産組合等の活動による技術の相互研さんを進め、それぞれの経営形態に応じた飼養管理技術の向上を図る。

イ) 自給飼料の生産拡大と家畜排せつ物の適正な管理・利用

自給飼料中心の給与体系への転換を図るために、稲わら収集を含めた飼料生産コントラクターを育成し自給飼料の確保を推進する。

また、飼料米の活用については、肉専用種や乳用種等各品種に対応した給与技術の普及に努める。

ウ) 優良な肥育もと牛の確保

千葉家畜市場に上場する千葉県産の優良なもと牛を活用するよう努める。

特に、黒毛和種については、酪農経営における計画的な交配に基づく適正な範囲内で黒毛和種受精卵移植を推進し、県内産肥育もと牛を確保する。

イ 個別事項

ア) 肉専用種繁殖経営

県内繁殖雌牛の改良・増殖を図るため、育種価による遺伝的評価、優良な受精卵を活用した効率的な生産及び改良先進地からの導入を推進する。

また、繁殖経営の担い手を確保するため、繁殖専門経営の規模拡大に加え、酪農経営等との複合化や繁殖肥育一貫経営への転換を推進する。

特に、規模が小さく経営主が高齢化している繁殖経営では、出荷時等の作業負担軽減や休日の確保などが重要なことから、互扶助的組織である肉用牛ヘルパーの充実を図る。

イ) 肉専用種肥育経営

飼料費を抑制し生産コストを低減するために、肉質・枝肉重量に留意しつつ肥育期間を短縮し、効率的な和牛生産への生産構造の転換を進める。

また、ブランド化を目指す生産者団体である「チバザビーフ協議会」と連携し、科学的データに基づいた指導による肥育技術の実践により県産和牛肉品質の更なる向上を図る。

ウ) 乳用種・交雑種肥育経営

飼料費を抑制し生産コストを低減するために、肉質・枝肉重量に留意しつつ肥育期間を短縮し、効率的な肉用牛生産への生産構造の転換を進める。

また、首都圏に近い有利性を活かし、生産・流通・販売の各部門の連携による安定的な販売体制を整備する。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標(平成37年度)
飼料自給率	乳用牛	16%	30%
	肉用牛	8%	16%
飼料作物の延べ作付面積		3,384ha	6,640ha

2 具体的措置

輸入飼料に左右されない安定した畜産経営を実現するのみならず、家畜排せつ物の有効活用、耕畜連携による地域社会の活性化等の多面的機能の発揮などメリットの多い自給飼料の生産拡大により、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産への転換を進める。

具体的には、飼料の生産や利用に係る新しい技術開発とその普及指導、耕作放棄地や水田を活用した飼料生産の拡大、飼料生産コントラクターやTMRセンター等の飼料生産集団の育成及び共同利用収穫機械の導入支援などを通じ、飼料自給率の向上を総合的に推進する。

なお、飼料畑の面積拡大に当たっては、農地中間管理機構等を活用した積極的な利用集積を図るものとする。

(1) 県産粗飼料の生産・利用拡大

ア 牧草及び飼料作物の生産・利用拡大

今後、面積拡大の可能性のある水田や耕作放棄地活用等による作付面積拡大を推進するために、地域の栽培条件、立地条件に適合した草種・品種の選定や栽培技術の指導を行うとともに、必要な機械の導入を支援する。

また、とうもろこしの二期作や不耕起播種等新しい栽培技術を開発し普及促進する。

イ 水田における飼料用稲等の生産・利用拡大

稲WC S及び飼料用米については、地域の栽培条件に適合した品種選定、飼料特性を最大限引き出すための収穫調製技術や給与技術などについて普及・指導する。更に関連技術の開発を推進するとともに、関係機関の連携による需給情報の速やかな提供や、協議会等の設置支援等により、円滑な取引を推進する。

稲わらについては、国の支援措置を十分活用するとともに水田への有機物

還元を稲わらの代替に家畜ふん堆肥で対応することにより、地域ぐるみで積極的な活用を推進する。

また、稲WC S専用収穫機、飼料用米破砕機、ロールベアラーなど収穫調製や利用促進に必要な機械の導入を支援する。

(2) コントラクター・TMRセンターの育成

飼料生産面積の拡大に伴い重要となる作業の効率化及び外部化を図るため、地域の実情に応じたコントラクターを育成する。特に、コントラクターの継続的な取組を支援するため、作期や品種の工夫による作業分散や作業料金等を含めた経営に係る指導を実施する。

また、コントラクター育成に必要な機械、施設について支援する。

一方、既存コントラクター、飼料会社や出荷組合などを中心に、潜在需要の高いTMRセンターの設置について検討する。

(3) エコフィールドの利用促進

関係機関の連携による需給情報の提供等により、需給側と供給側の結びつきを強化する。

(4) 放牧活用の推進

乳用育成牛については、飼料設計に係る増体と繁殖の関係も密接なことから、原則的には管理された牧草地を所有する公共育成牧場において推進するものとする。

繁殖雌牛については、特に受胎確認から分娩前2カ月の間の妊娠牛が放牧に適していることから、この時期の牛が円滑に確保でき、放牧地も確保できるよう、地域ぐるみの放牧を推進するため、関係機関と連携して必要な技術指導及び設備導入を支援する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳については、各生産者団体のクーラーステーション（冷却機能付きの一時貯乳施設、以下「CS」と言う。）を経由して集送乳業務を行っている。

これまでの再編の協議により、現在7カ所に集約され、そのうち基幹となる4カ所のCSの整備が完了したところである。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的推進方策

県内の乳業施設は13工場（日量2トン以上処理は7工場）あり、業態別には広域流通の担い手の大手乳業、主に地域流通の担い手の中小乳業及び農協乳業、牧場や地域おこしの目的で操業する小規模な乳業がある。

県内乳業は、いずれも県産生乳の有力な販売先として、本県酪農を振興する上で重要な役割を担っているが、低い稼働率や施設の老朽化の問題を抱えている。

このため、乳業施設の生産販売コストの低減化に向けて、処理規模と立地の適正化の検討を行い、工場間連携及び機能の集約化等により再編を含めた合理化を推進するものとする。

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
区域名	現在 (平成25 年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	9工場	合計	kg	kg	35.0	
				1工場平均	587,900	1,676,900		
		乳製品を主に 製造する工場	なし	合計				
				1工場平均	65,322	186,322		
	目標 (平成37 年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	平成26年 の8割程度	合計	512,877	854,795	60.0	
				1工場平均	73,268	122,113		
		乳製品を主に 製造する工場	なし	合計				
				1工場平均				

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の向上

安全で効率的な牛乳・乳製品の供給等を図り、乳業メーカーの経営安定に資することから、乳業工場についてHACCP手法の導入に積極的に取り組むこととする。また、HACCP手法の導入後においても、一層安全性を向上させるための取組を継続して実施するものとする。

	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 37 年度)
飲用牛乳工場数に占める HACCP 対応工場	7	県内全ての工場

※ここでいうHACCP対応工場とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める総合衛生管理製造過程における承認取得工場を指す。

(3) 需要の拡大

本県は全国有数の生乳生産県であることから、県産牛乳を県民に積極的に供給するため、県内乳業と連携した県産牛乳の普及を図るとともに、牛乳飲用の定着化や児童・生徒の体位・体力の向上に加え、畜産・酪農に対する理解醸成を図るためにも、学校給食への安定的な牛乳の供給を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催日数					年間取引頭数(平成25年度)				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
千葉家畜市場	千葉県家畜商協同組合 理事長 蜂谷良一	昭和36年 3月31日 (第19号)	(日) 71	(日) 35	(日) 35	(日) 35	(日) 35	頭 1826	頭 51	頭 20327 (14246)	頭 2743 (2320)	頭 993 (2)
計	1ヶ所											

- (注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。
 2. 初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。
 3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 家畜市場の再編整備目標

本県において、肉用牛を取引する家畜市場は現状1カ所に集約されており、県内の大家畜の円滑な流通を図り畜産を振興するうえで、十分な役割と機能を果たしている。

今後も、公正な家畜取引と適正な価格形成の機能を確保しながら、肉専用種及び交雑種の初生牛・子牛の県内流通に対応して、より一層円滑かつ効率的な家畜取引を促進するため、家畜市場機能の強化を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者(開設)	設置(開設)年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理実績 1日当たり		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
野田ミートセンター事業協同組合と畜場	野田ミートセンター事業協同組合	昭和59年 11月1日	日 191	頭 200	頭 -	頭 54	頭 -	% 27.0	-	-	-	-	-
印旛食肉センター事業協同組合印旛食肉センター	印旛食肉センター事業協同組合	平成8年 4月1日	240	900	-	684	-	76.0	480	-	454.5	-	94.7%
株式会社千葉県食肉公社	株式会社千葉県食肉公社	平成10年 10月1日	256	2280	480	1771	259	77.7	1520	240	858.8	48.2	56.5%
横芝光町宮東陽食肉センター	横芝光町	昭和43年 5月17日	248	970	120	713	68	73.5	350	-	305.7	-	87.3%
東庄町食肉センター	東庄町	昭和28年 12月20日	243	500	-	369	-	73.8	-	-	-	-	-
南総食肉センター	県南畜産処理事業協同組合	平成10年 3月25日	246	570	240	201	85	35.3	120	-	105.7	-	88.1%
計	6ヶ所			5,420	840	3,792	412	70.0					

- (注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
 2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

本県は、首都圏に位置する肉畜生産県であるとともに、消費県としての側面を持つ。この有利性を生かして食肉流通の合理化を図ることにより流通コストの低減を図り、新鮮で安全な県産食肉を消費者にアピールしながら提供していくことが重要である。

そのため、県内における食肉のと畜から部分肉処理までの一貫処理体制整備を推進するとともに、今後、流通業者からのニーズが高まることが予想されるHACCP導入の取組を支援する。

また、食肉の安全性向上や大規模流通業者のニーズに対応するため、研修などを通じた処理、加工技術の高度化及び省力化システムの導入や施設整備を推進する。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成25年度）						目標（平成37年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
県下 全域	肉専用種	頭 4,002	頭 1,702	頭 0	頭 0	頭 2,300	% 42.5	頭 5,000	頭 3,000	頭 0	頭 0	頭 2,000	% 60.0
	乳用種	11,434	8,879	0	0	2,555	77.7	10,000	8,200	0	0	1,800	82.0
	交雑種	9,512	7,520	0	0	1,992	79.1	10,000	8,800	0	0	1,200	88.0
合計	24,948	18,101	0	0	6,847	72.6	25,000	20,000	0	0	5,000	80.0	

エ 具体的措置

牛肉及び牛肉加工品の消費の多様化が進展する中で、消費者が求める新鮮・安全・安心な牛肉を安定的に供給し、県産牛肉の有利性の確保と消費の拡大を図る。

このため、主な県内の生産者で構成される「チバザビーフ協議会」を活用し、県産牛肉の魅力を発信するための戦略の検討及び体制作りを推進するとともに、消費者及び実需者を対象とした各種イベントへの参加による販売促進活動や、料理方法などの正しい知識・情報の啓発・普及並びに小売り段階における千葉県産表示の推進等を図り、県産牛肉のブランド力の向上を図る。

食肉処理施設においては、実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進することにより、県産牛肉の需要

の拡大を図る。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担軽減のための措置

ア 新規就農の確保と担い手の育成

新規就農希望者等の初期投資の負担を軽減するために、県内の空き牛舎や離農跡地等の情報を集約し、新規就農希望者等が、就農しやすい環境を整備する。

一方、新規就農者を確保するために千葉県園芸協会や千葉県農業会議などの新規就農相談窓口との連携を強化するとともに、就農希望者の多い酪農ヘルパー組合や大規模牧場等にも定期的に協力を依頼し、就農希望者の情報を把握することにより、酪農及び肉用牛生産の新規就農を支援する。

また、経営の発展性、対外信用及び円滑な経営継承等に有効な法人化については、これまでの県や関連団体による指導に加えて、畜産クラスター協議会を活用し法人化を推進する。

更に、千葉県酪農青年会議、チバザビーフ協議会及びちば畜産レディースネットワークなどの担い手組織の活動を支援し活性化を図る。

イ 外部支援組織の活用など労働負担の軽減

酪農ヘルパー制度の充実を図るために、組合間でヘルパーの融通を進めるなど人材交流を進めるとともに、運営基盤を強化するために関係団体と連携し、必要に応じて支援を行うことにより合併・再編を進める。

コントラクターの潜在的ニーズは大きいことから、畜産農家に限定せず耕種農家や民間会社を含めた地域ぐるみで組織の育成に努めることとし、必要に応じて機械導入の支援を行う。また、コントラクター、飼料会社、畜産農家の連携などを核として、TMRセンターの育成にも取り組む。

さらに、こうした支援組織を生産者の技術指導を受ける場として活用するとともに、支援組織の経営高度化や組織間連携強化を推進し、必要に応じてこれらを統合した総合支援組織の育成も検討していく。

また、公共育成牧場は、乳牛の育成部門を主に担う支援組織であるが、事業規模の大きいことや地方公共団体が設置している等、預託者ニーズへの対応に柔軟性を欠くため、民間活力を導入することも視野に入れつつ、機能強化を図っていく。

(2) 畜産クラスターの推進方針

ア 畜産クラスター推進の基本的な考え方

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、流通・加工業者、市町村、農協等の地域の関係者の連携協力を通じて、地域全体で畜産の収益性の向上を目指す。

畜産クラスターの取組においては、取組の成果が地域の生産者、その他の関係者に広く波及するよう、担い手の確保や労働負担の軽減、県産粗飼料生産・利用の拡大や耕畜連携の推進などに取り組みつつ、地域の実態を踏まえた創意工夫や自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定する。そのために、協議会等において話し合い、関係者が一体となった継続的・計画的な取組を進める。

また、この取組を活用して、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、ひいては地域の雇用を推進し、就農機会を創出する。

さらに、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進して、資源循環の確保や農村景観の改善を図るとともに、児童・生徒達の酪農体験学習や見学者の受け入れにより、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場として、地域の重要な観光資源とする。

イ 地域や畜種ごとの重点的な取組分野

ア) 平地が多く比較的土地の制約を受けない地域

畜産クラスター事業による畜舎整備や、空き牛舎・牛房の利活用により、飼養規模を拡大し、スケールメリットを活かした畜産経営を目指す。

水田や耕作放棄地活用による飼料作物や飼料用稲等の生産・利用を推進し、輸入飼料に左右されない安定した畜産経営を実現する。

コントラクターやTMRセンターの利活用による労働の外部委託化を推進するとともに、搾乳ロボットや自動給餌システムなどの導入により省力化を図る。

イ) 山地が多く土地の制約を受けやすい地域

空き牛房の活用等により可能な限りの規模拡大を図りつつ、労働負担の少ない肉専用種の飼養を奨励するなど、地域としての飼養規模の維持を目指す。

耕作放棄地を活用した自給飼料生産や放牧を推進し、獣害被害の低減を図るとともに、見学者の受け入れや体験学習の実施、6次産業化などに取り組むことにより、農村の景観を保持し、観光資源としての活用を目指す。

ウ 畜産クラスターを推進するための県の方策

県は、各畜産クラスター協議会の計画について国の示す基準に沿って認定するとともに、県の畜産振興施策や酪農・肉用牛生産近代化計画に沿った内容に取り組むよう誘導し、酪農及び肉用牛の生産基盤強化を目指す。

具体的には、各協議会の設立及び運営、取組の推進については、地域ごとに各農業事務所が中心となり、計画の立案や進捗管理について支援する。

畜産課は、各協議会の状況について関係機関・団体と連携して情報を共有し、取組内容や実施事業について指導する。